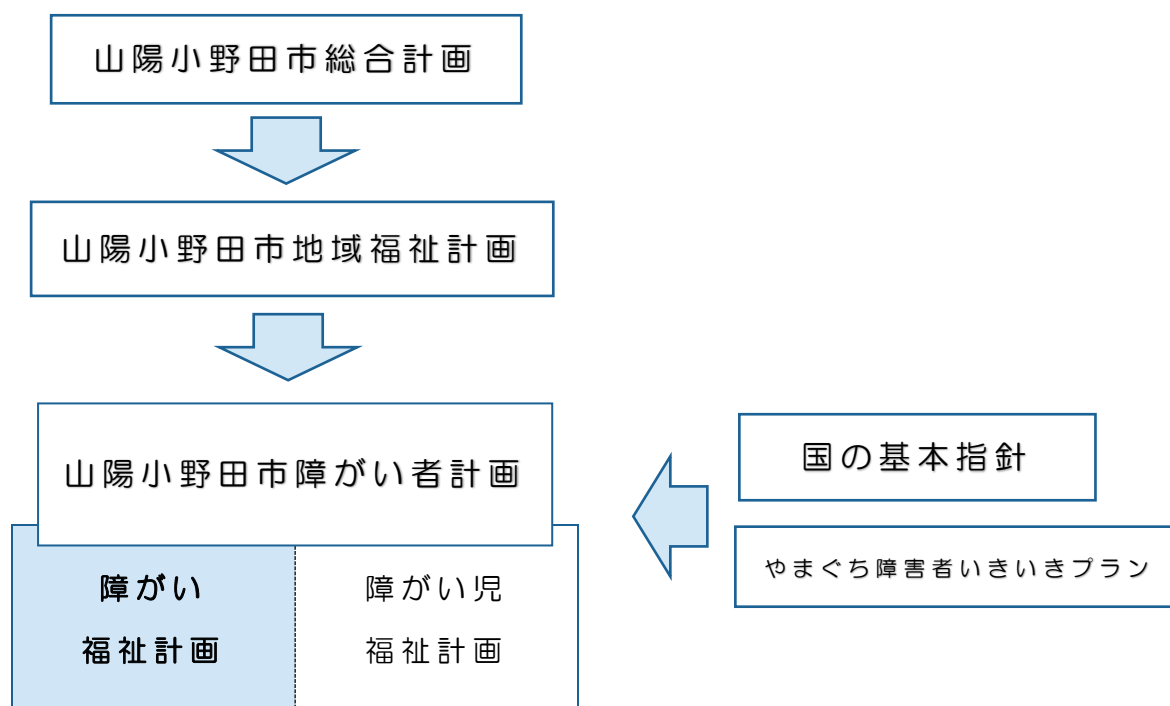


第 1 章 第 5 期障がい福祉計画の位置づけ等について

1 計画の位置づけ及び性格

(1) 計画の位置づけ

「第 5 期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」で、「山陽小野田市障害者計画」を上位計画とし、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

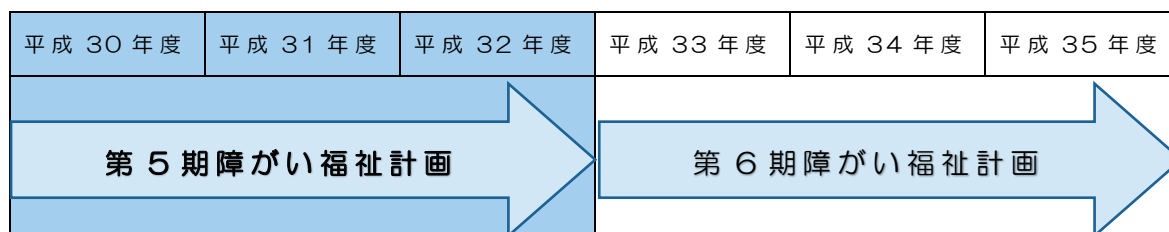


(2) 計画の性格

	障がい福祉計画
根拠法	「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項
性格	障がい福祉サービス等の見込み量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 5 期計画：平成 30 年度～平成 32 年度（3 年間）

2 計画の期間

「第 5 期障がい福祉計画」の計画期間は、国の基本指針に即して、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間としています。



3 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する国の指針（抜粋）

●障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めていきます。

●障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって 18 歳以上の者並びに障がい児とし、地域で障がい福祉サービスを受けることができるようにサービスの充実を図ります。

●入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に応じたサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めていきます。

●地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて取組めます。